

ベビーシッター利用割引券交付案内

皆様の育児と仕事の両立を支援するため、内閣府が実施する「ベビーシッター派遣事業」を利用して、「ベビーシッター派遣事業割引券」を交付いたします。希望される方は詳細を確認の上、割引券交付申してください。

割引券利用に関する詳細

2023年度利用実績
608回

利用対象者

本学教職員（私学共済加入者に限る）

対象児童

0歳～小学3年生（その他健全育成上の世話を必要とする要件※1に該当する場合は小学校6年生まで）

※1 詳細は申込フォーム内にてご確認ください

割引対象サービス

就労のために以下の理由でベビーシッターを利用する場合

- ・家庭内における保育や世話（家庭外は利用不可）
- ・家庭と保育等施設の間の送迎

※配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等により、又は、ひとり親家庭であることにより、サービスを使用しなければ就労することが困難な状況にあることが必要です

（別途証明書をご提出いただきます）

割引金額

割引券1枚につき2,200円（電子チケットで配布）

利用枚数制限

対象児童1人につき1日（回）2枚（4,400円分）まで
1カ月1家庭24枚（52,800円分）、年間280枚（616,000円分）まで

割引券取扱事業者

全国保育サービス協会が認定する「割引券取扱事業者」に限ります。

※「割引券取扱事業者」は下記よりご確認ください。

<http://www.acsa.jp/htm/babysitter/>

※別途契約を証明できる書類等をご提出いただきます。

申込期限

2025年2月28日まで

割引券交付申込方法

右記QRコードまたはURLよりお申込みください

◆申込を確認次第メールでご連絡いたします。

◆申込から交付まで時間を要する場合がございます。

※利用日の7日前（病院休診日を除く）までに申込がない場合は、チケットが手配できない可能性があります。

【URL】 <https://forms.gle/c729CwTihLFNq6zz5>

【QRコード】



※提出方法は下記マニュアルをご確認ください



①人事部厚生課へ割引券交付申込（QRコードより）

②人事部厚生課よりメールにて割引券交付

③ベビーシッター利用時に事業者へ提出※